

(別添)

## 食料安全保障のための海外投資促進に関する会議

平成21年4月21日

外務省

農林水産省

### 1. 趣旨

国際的な食料需給が長期的にひっ迫基調にある中、食料を安定的に国民に供給するためには、我が国国内での農業生産の増大を図ることを基本としつつ、国土資源の制約から、必要な輸入についてはその安定化を図るための方策、特に我が国からの海外農業投資の促進のための施策の検討が急務である。投資促進により世界全体の食料供給力の増強を図ることは、途上国における食料不足の解消を支援するという我が国の責務を果たすとの観点からも有意義である。

国際的には、昨今の食料価格高騰を契機として、食料輸入国の企業等が自国への食料供給を目的として、外国で農地取得を含む農業関連投資を活発化させる動きがある。我が国においても、民間企業の一部で海外農業投資を行う動きが見られるものの、個々の主体の活動には限界があり、官民を挙げて総合的に取り組む必要がある。

他方、我が国からの海外農業投資の促進に当たっては、国際的な批判を受けることがないように、投資受入国も十分に裨益する等、国際的に推奨し得るかたちで進める必要がある。

以上を踏まえ、本会議においては、国際的な農業投資の動向や過去の投資事例等を分析し、海外投資を戦略的、互恵的に促進していくべき農産物及び地域について検討するとともに、関係行政機関等による支援方策の検討を行い、我が国の海外農業投資戦略として取りまとめ、更に、個別の具体事案についてどのような支援が可能かを検討するサポート体制を構築することとする。

### 2. 検討事項

(1) 国際的な農業投資を巡る情勢分析

(2) 海外農業投資戦略の策定

海外投資を戦略的に促進する農産物及び地域の選定

海外投資を支援するための具体的な方策の検討

例：各行政機関等が所管する施策の活用・連携強化及び新たな制度や政策の構築の是非につき議論し、官民連携モデルを構築。

海外投資を促進するための情報提供のあり方の検討

(3) 個別事案に対する支援内容

3. 構成員

(別紙)

4. 幹事会

促進会議の下に幹事会を置く。(別紙)

5. スケジュール

促進会議又は幹事会を月1回程度開催することを想定。

第1回会合を4月21日に開催し、本年夏を目処に海外農業投資戦略を取りまとめる。

なお、個別事案への支援方策については、その後も随時検討を行う。

6. 議事の公開

議題に応じ公開、非公開の旨を決定する。

7. 事務局

会議の事務局は、外務省経済局経済安全保障課並びに農林水産省大臣官房食料安全保障課及び国際部経済連携チームが行う。

## 構成員

### 1. 促進会議

(1) 促進会議の構成員(局長級又は審議官級)は以下の通りとする。

外務省 経済局審議官、国際協力局参事官  
財務省 大臣官房審議官(国際)  
農林水産省 総括審議官、総括審議官(国際)  
経済産業省 通商交渉官、大臣官房審議官(貿易経済協力局担当)  
J B I C 国際業務戦略部長  
J I C A 企画部審議役  
J E T R O 農林水産部長  
日本貿易保険 総務部長

(2) 構成員は必要に応じ追加することができる。

(3) 必要に応じ、その他の関係行政機関、民間企業、有識者等の参加を求めることができる。

### 2. 幹事会

(1) 構成員(課長級)は以下の通りとする。

外務省 経済局経済安全保障課長、国際協力局総合開発計画課長、  
国際協力局多国間協力課長等  
財務省 開発政策課長  
農林水産省 大臣官房食料安全保障課長、国際部経済連携チーム参事官等  
経済産業省 通商政策局経済連携課交渉官。通商金融・経済協力課長  
J B I C 国際業務戦略部業務課長  
J I C A 農村開発部参事役、企画部開発課題課長  
J E T R O 農林水産事業課長、企画部総括課長代理  
日本貿易保険 お客様相談室長

(2) 構成員は必要に応じ追加することができる。

(3) 必要に応じ、その他の関係行政機関、民間企業、有識者等の参加を求めることができる。